

福島第二原子力発電所における 新型コロナウイルス対策について

2021年10月12日

TEPCO

東京電力ホールディングス株式会社

1. 福島第二原子力発電所における新型コロナウイルス対策の概要（1/2）

（2021年10月8日より実施）

TEPCO

政府による緊急事態宣言の解除等を踏まえ、10月8日から福島第二原子力発電所における新型コロナウイルス対策の一部を変更いたしました。（変更点は赤字にて記載）

感染者の状況に応じた対策を策定しております。

引き続き、感染拡大防止対策を適切に実施し、安全最優先で廃炉作業に取り組んでまいります。

<10月8日より適用中>

	基本的な対策 （対策A）	まん延防止等重点措置適用エリア （対策B）	緊急事態宣言発出エリア （対策C）
対策A B C 共通	・出社前検温の継続（体調不良の場合は出社を見合わせる） ・発電所各所（正門、西門）において、入所前に検温を実施 ・通勤バス利用者は、各乗車場所において、乗車前に検温を実施 ・一部所員の在宅勤務の実施 ・食堂の対面喫食禁止（座席の間引きを実施） ・感染予防・拡大防止（手洗いおよび手指のアルコール消毒の励行、共用スペース使用後の消毒実施） ・中央制御室に入室する際の対策（運転員以外の入室原則禁止、入室前の検温実施、入出者名簿を記録） ・感染リスクが高まる状況下における抗原検査の実施（社員） ※同居家族の職場や学校でクラスターが発生した場合や、濃厚接触者と接触した際等		
県外移動 （単身赴任）	・感染者が増加・高止まりしているエリアの往復を伴う移動は、勤務地及び自宅の感染者状況を踏まえ不要不急かどうかを各自がより慎重に判断	・左記に加えて、事前に「行動計画書」を上司に提出し確認を受ける ・出社前に行動履歴に問題がないことを直属の上司が確認の上、出社を判断	同左
行動記録	・接触する家族・本人を含めた行動歴の記録 ・正確な「行動記録の申請」運用の徹底	同左	同左

1. 福島第二原子力発電所における新型コロナウイルス対策の概要（2/2）

（2021年10月8日より実施）

TEPCO

	基本的な対策 （対策A）	まん延防止等重点措置適用エリア （対策B）	緊急事態宣言発出エリア （対策C）
出張	- 出張は移動のリスク等を踏まえ厳選する - 他立地県へ出張する場合は、他立地県移動前に抗原検査を実施する（発電所社員） - 立地県へ出張する場合は、立地県移動前に抗原検査を実施する（本社社員）	- 原則禁止 - やむを得ず出張する必要がある場合は、勤務地（所在地）及び出張先の感染者状況を踏まえ、事業所の長が厳正に判断する - 抗原検査の扱いは左記の通り	同左
異動者・県外からの新規入所作業員	- 至近2週間の行動履歴確認 - 入県前の抗原検査確認	同左	同左
会食	- 会食はリスクを考慮の上、慎重に判断 - 本人、家族を含め「3密（密集、密接、密閉）」「大人数」「不特定多数」を回避すること - 特に至近2週間の行動履歴で問題ないと確認出来ない人との「会食」は厳に慎むこと - 万一、本人、家族を含め、これらが回避・自粛を遵守出来ていない場合において、家庭内でのマスク等の感染予防対策を講じていない場合は、事案発生日を起点に2週間の在宅勤務	- まん延防止等重点措置適用エリアにおける会食の自粛を強く要請 - 以下同左	- 緊急事態宣言発出エリアにおける会食を厳に慎むことを強く要請 - 以下同左
視察	緊急事態宣言期間中は原則中止		

2. 福島第二原子力発電所における新型コロナウイルス対策事項（1/5）

＜東京電力・協力企業共通＞

■ 食堂の対面喫食禁止（継続実施）

- ・対面喫食による飛沫感染を防ぐため、座席の間引きを実施



■ 中央制御室に入室する際の対策（継続実施）

- ・運転員以外の入室を原則禁止
- ・手洗い消毒を厳守、マスク着用を義務化
- ・入室前の検温を実施（非接触型赤外線体温計）
- ・入出者名簿を記録（所属、氏名、入室時間）



■ 感染予防・拡大防止（継続実施）

- ・手洗いおよび手指のアルコール消毒の励行、共用スペース使用後の消毒実施

■ 日常の健康管理と行動履歴の把握（継続実施）

- ・3密を回避するとともに、外出時における行動履歴を記録

■ 発電所への新規入所者管理（継続実施）

- ・移動前2週間の行動歴の記録について移動先の上司が3密箇所へ行動歴がないことを確認



2. 福島第二原子力発電所における新型コロナウイルス対策事項（2/5）

<東京電力・協力企業共通>

■ 新規入所者の抗原検査の受検

- ・福島県外から福島第二原子力発電所へ新規入所する社員、協力企業作業員を対象に、県内移動前（発電所入所前）に**抗原検査**を受検し問題がないことを確認

■ 発電所入所時における検温の実施（継続実施）

- ・発電所各所（正門、西門）において、入所前に検温を実施
- ・通勤バス利用者は、各乗車場所において、乗車前に検温を実施

■ 陽性者が出たときの対策（継続実施）

- ・感染者本人および濃厚接触者の非出社対応
陽性者本人および濃厚接触者は、速やかに自宅待機や在宅勤務とする
濃厚接触者（疑い者も含む）のPCR検査受検については、医療機関および保健所の指示に従う
- ・陽性者が使用したエリアの消毒
陽性者が使用したエリアは、速やかに消毒
濃厚接触者の使用エリアも、速やかに消毒
- ・陽性者本人は速やかに保健所へ連絡し、以降の対応は、保健所の指示に従う

2. 福島第二原子力発電所における新型コロナウイルス対策事項（3/5）

＜東京電力・協力企業共通＞

■ 県外の移動の扱い（単身赴任者の帰宅等を含む）（継続実施）

- ・ 移動の際は3密回避（極力マイカーを使用、公共交通機関利用時の空席利用）
- ・ 県外地域を移動する際は、移動先の感染者状況を踏まえ不要不急かどうかを各自がより慎重に判断する。
- ・ 「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」発出エリアを跨ぐ場合は、事前に「行動計画書」を上司に提出し確認を受ける。また、入社前に行動履歴に問題がないことを上司が確認の上、出社を判断する。

■ 出張の扱い（継続実施）

- ・ 出張は移動のリスク等を踏まえ厳選する。
- ・ 「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」発出時は当該エリアへは原則禁止（出張は事業所の長が許可）
- ・ 行動計画書の扱いについては、上記の「県外移動」と同様
- ・ 他立地県へ出張する場合は、立地地域へ移動前に抗原検査を実施する（発電所社員）
- ・ 立地県へ出張する場合は、立地県移動前に抗原検査を実施する（本社社員）

2. 福島第二原子力発電所における新型コロナウイルス対策事項（4/5）

<東京電力・協力企業共通>

■ 会食の扱い（継続実施）

- ・「会食」はリスクを考慮の上、慎重に判断
 - ・まん延防止等重点措置適用時は、同エリアにおける「会食」の自粛を強く要請
 - ・緊急事態宣言発出時は、同エリアにおける「会食」を厳に慎むことを強く要請
 - ・本人、家族を含め「3密（密集、密接、密閉）」「大人数」「不特定多数」を回避すること
 - ・特に至近2週間の行動履歴で問題ないと確認出来ない人との「会食」は厳に慎むこと
 - ・万一、本人、家族を含め、これらが回避・自粛を遵守出来ていない場合において、家庭内でのマスク等の感染予防対策を講じていない場合は、事案発生日を起点に2週間の在宅勤務
- ※「会食」は飲酒を伴う複数人の会合や、マスクを外して大人数での「食事会」などを言う（屋内に加え、路上や公園等の屋外も含まれる）
- 家族など限られた少人数での食事は「会食」とは言わない

■ 新型コロナウイルスワクチンの職域接種（2021/7/26～9/3）

- ・7月26日より実施し、接種を希望した約500名が9月3日までに2回目の接種を完了

2. 福島第二原子力発電所における新型コロナウイルス対策事項（5/5）

TEPCO

＜東京電力＞

■ マスク着用義務（継続実施）

- ・全所員に対し、マスク着用を義務化

■ 出社前検温の実施、感染者・感染疑い者の情報確認

- ・全所員に対し、出社前検温の実施ならびに報告を義務化
- ・発熱等の風邪症状（咳、のどの痛み、鼻水など）がある者は出社を自粛するとともに職場管理者に報告し、関係者で共有

■ 一部所員の在宅勤務の実施（継続実施）

- ・所員を3班体制とし、その内の1班を在宅勤務によるテレワークを実施（2週間交替）

■ 独単身寮食堂の扱い（継続実施）

- ・対面喫食による飛沫感染を防ぐため、座席の間引きを実施

＜協力企業＞

■ 協力企業に対する情報連絡の依頼（継続実施）

- ・各協力企業において、発熱等の風邪症状（咳、のどの痛み、鼻水など）が発生した場合には当社への報告を指示

■ メーカーおよび協力企業との面会自粛（継続実施）

- ・メーカーおよび協力企業各社に不要不急の来訪を自粛頂くとともに、来社時にはマスク着用の協力を要請

3. 福島第二原子力発電所における当直体制について

- 交替要員を確保するため予備チームを設置（継続実施）
- 使用済燃料の安定冷却を維持するために、下記の対策により当直員罹患を回避
- 通勤の扱い（継続実施）
 - ・ 通勤バスにおける3密回避のため、マイカーによる通勤に変更
- 運転員の執務環境（継続実施）
 - ・ 運転員と作業員の直接接触防止
 - ・ シフト交替時における引き継ぎ時間の短縮化
 - ・ 引き継ぎ前に除菌シート等による執務室を消毒
 - ・ 他エリアから独立した空調環境
- その他（継続実施）
 - ・ 感染防止の観点から事務本館への立ち入りを原則禁止
 - ・ エレベーターは1名のみで使用、または階段の使用

4. 福島第二原子力発電所における視察状況および各装備品の取扱いについて



■ 視察状況（継続実施）

- ・視察者の受け入れについては、緊急事態宣言期間中は原則中止

■ 各装備品の取扱い（継続実施）

- ・新型コロナウイルスの影響により、国内外でマスクや防護装備の需要が高まっているが、福島第二原子力発電所の作業で使用している放射線防護装備については、現時点で必要量を確保
- ・製造業全般における「サプライチェーン」の課題長期化が想定される中でも、福島第二原子力発電所の作業に万全を期すべく、防護装備の安定的な確保に向けて、調達先の拡大などの必要な対策を実施中

以 上